

# 平成22年国勢調査の調査方法等の具体化に向けての検討課題（案）

資料 2

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最 終 検 討 期 限
				1 次	2 次	
1 選択肢・記入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記入に抵抗感のある調査事項の削除又は必要性の説明要望 氏名、死別・離別、教育、勤め先の名称、本人の仕事の種類、家計の収入の種類等</li> </ul>	<p>記入に抵抗感があると考えられる調査事項について、その要因を検証した上で、選択肢や記入方法を工夫 【 第 2 - 6 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査事項の記入抵抗感の検証 調査票の提出方法を郵送とした場合の調査票の記入状況の検証</li> </ul>			21年 5 月
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記入方法及び選択肢方法の工夫方策 記述式の調査事項を選択肢記入方式にすることの可否 産業・職業の調査事項</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口統計上の必要性との整理 結果利用者のニーズ把握</li> </ul>			
2 調査方法 (1)配布方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 顔見知りの調査員に対する世帯の抵抗感</li> <li>○ 不在世帯等の増加に伴う居住確認及び調査票配布の一層の困難化</li> </ul>	<p>調査員が各世帯の居住確認を行うとともに、原則として世帯に調査票を直接配布。ただし、調査票を直接配布することが困難な場合は、郵便受箱等に調査票を配布 【 第 2 - 1 - -ア 】</p>	<p>【 調査票の配布時の事務 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 円滑な調査の実施及び調査票記入精度の確保を図る観点からの世帯への周知・依頼方法 世帯配布書類による全調査事項への回答依頼 世帯への直接広報の充実方策</li> </ul>			21年 5 月
			<p>【 調査票の配布方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の配布時期・期間 調査方法の変更による調査員の担当調査区数の拡大（予定）に伴う調査票の配布時期の前倒し</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票を直接配布することが困難な場合の基準の設定の適否（世帯側の希望、訪問回数、期間等） 調査員の担当調査区数と関連</li> </ul>			

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最 終 検 討 期 限
				1次	2次	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申告義務発生の法的整理 調査方法の変更に伴う再整理</li> <li>○ 日本郵政公社（郵便局）の活用の可能性（平成19年10月には民営化）</li> </ul>			21年2月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プライバシー意識・防犯意識の高揚に伴い、世帯名簿の調査員作成が困難（封入提出世帯、女性単身世帯）</li> </ul>	<p>世帯員数は聴取せず 【 第2-1- -イ 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票配布時に必要な事項 世帯名簿の掲載項目（世帯主氏名は必要か、部屋番号でよいか、全く不要か）</li> <li>○ 世帯が必要とする調査票枚数の確認方法 居住確認が困難な場合の対応方法</li> </ul>			
(2)回収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保護法を理由とした調査票の記入・調査員への提出についての世帯の抵抗感の高まり</li> <li>○ プライバシー保護を一層徹底する観点からの調査票の提出方法の見直し要請</li> </ul>	<p>郵送回収を原則 【 第2-1- -ア 】</p>	<p>【 郵送回収の方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世帯が確実に調査票を提出できる環境の整備 郵便ポストに投函された調査票を確実に収集する体制づくり、集荷サービスや郵便追跡サービスの導入の可否等、日本郵政公社（郵便局）との連携方策</li> <li>○ 提出の期限（郵送提出期限、フォローアップ調査に基づく郵送提出期限）</li> <li>○ 調査員段階での世帯に対する調査票提出促進の方法（時期、内容等）</li> </ul>			21年2月

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題		試験調査		最終 検討期限
			1次	2次	1次	2次	
		世帯が希望する場合には、インターネットによる申告も選択可 【 第2-1- -イ 】	【 インターネット申告 】 ○ インターネット申告の具体的な方法（各府省共同利用型システムの活用） インターネット申告のためのサーバの容量の設定 世帯へのID等の付与の方法 ○ アクセシビリティ 障害者や高齢者にも使いやすい設計等 ○ 地上デジタル放送の活用の可能性				21年2月
		インターネットによる申告を導入する場合、万全のセキュリティ対策を講ずることが必要 【 第2-1- -ウ 】	○ インターネット申告導入の場合のセキュリティ対策 不正アクセス、なりすまし申告等の防止策				
		世帯が希望する場合には、インターネットによる申告、調査員への提出、役所への持参などの方法も選択可 これに伴い、調査票の回収状況を一元的に把握・管理する仕組みを構築することが必要。この際、ITの活用や市町村の実施体制を含め検討する必要 【 第2-1- -イ 】	【 上記以外の提出方法の多様化 】 ○ 調査票提出方法についての世帯の希望の把握の要否及び方法・期限 ○ 持参提出先の範囲（市町村、都道府県、国） ○ 提言以外の提出方法（公民館への回収ボックス設置による提出方法等）				
			【 調査票の回収状況を一元管理する仕組みの構築 】 ○ 回収状況の把握・管理のシステムの構築 調査票の受付方法 調査票提出状況の確認方法（手作業OR機械化）				

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最 終 検 討 期 限
				1次	2次	
(3)フォローアップ調査		一定の期限までに調査票の提出がない場合、調査員が調査票の回収のために世帯を訪問してフォローアップ調査を実施 【 第2-1-ア 】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ フォロ-アップ 調査員への調査票未提出世帯の伝達方法 ITの活用の可否</li> <li>○ フォロ-アップ調査の方法（時期・期間、回数等）</li> <li>○ 調査員の配置（調査票を配布する調査員の継続事務とするか、別途調査員を設置するか）</li> <li>○ 行き違い（提出済み世帯への訪問）の対応</li> </ul>			21年2月
(4)聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聞き取り調査世帯が増加（12年1.7% 17年4.4%）</li> <li>○ 聞き取り調査さえ困難な世帯が増加</li> </ul>	<p>調査員が世帯と面会できず、また「聞き取り調査」も困難な場合には、世帯の居住の有無についてマンション管理人等に確認 【 第2-4-(2)- 】</p> <p>オートロックマンション等における「聞き取り調査」の実施に当たり、情報の提供などの協力を得るため、統計法上の権限を活用 【 第2-7- 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世帯の居住確認における住民基本台帳利用の適否 利用範囲、法令改正の可否等</li> <li>○ 聞き取り調査に対する協力確保方法 「国勢調査の実施に係る関係者協議会」（仮称）を始めとして、マンション管理会社・管理組合等に対する協力依頼の強化 調査区設定時の情報の活用</li> <li>○ 立入調査の導入（法的問題の整理、適用基準・範囲等） 「10 法令整理」と関連</li> </ul>			21年5月

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最終 検討期限
				1次	2次	
《オートロックマンション等の調査》	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不在世帯の増加、コミュニティ意識の低下等に伴い、居住（3か月要件）確認困難世帯が増加</li> <li>○ 建物内への立ち入りが制限されていることなどから、居住確認や調査票配布が困難</li> <li>○ 短期間の賃貸契約のウィークリー・マンスリーマンションの居住（3か月要件）確認が困難</li> </ul>	<p>調査上困難が予想される地域については、調査区設定時等に情報を把握 【 第2-1- 】</p>	<p>【 調査上困難が予想される地域の調査方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査上困難が予想される地域の情報の把握方法</li> </ul>			21年2月
		<p>次のような調査上困難が予想される地域については、調査員の経験が豊富な者の配置など、調査が困難な状況に応じた重点的な対策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯訪問に制約があるオートロックマンションなどが多い地域</li> <li>・ 居住確認が困難なワンルームマンションや管理人のいないアパートなどが多い地域</li> </ul> <p>【 第2-1- 】</p>	<p>【 マンション管理会社等への協力依頼及び連携等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国勢調査の実施に係る関係者協議会」（仮称）以外の（国における）具体的な方策</li> </ul>			21年5月
		<p>調査企画段階から、マンション管理会社や関係団体などマンション関係者の協力を得る工夫 【 第2-7- 】</p> <p>マンション住民の合議機関である管理組合に対する市町村からの協力要請を徹底 【 第2-7- 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村における情報収集、依頼体制の整備、依頼方法 庁内関係部署との連携強化</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国勢調査の実施に係る関係者協議会」（仮称）を始めとして、マンション管理会社・管理組合等に対する協力依頼の強化 民間ノウハウの情報収集及び効果的な協力依頼方策</li> </ul>			

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最終 検討期限
				1次	2次	
《外国人世帯の調査》	○ 外国人世帯数の増加（外国人世帯の調査に当たっては、19か国語の外国語連絡表・調査票対訳集の配布、外国人世帯が多い調査区には外国人調査員の配置、調査協力者（通訳）の確保などの措置を講じている）	次のような調査上困難が予想される地域については、調査員の経験が豊富な者の配置など、調査が困難な状況に応じた重点的な対策を実施 ・ 日本語での会話が困難な外国人が多い地域 【 第2-1- 】	○ 外国人調査員及び調査協力者の確保 立入調査と関連			21年2月
			○ 外国語の連絡メモなど外国人世帯用の調査書類・用品の充実			
			○ 外国人世帯に対する周知・広報の強化			
			○ 外国人世帯からの電話照会対応 コールセンター - と関連			
3 行政情報やITの活用	○ 不在世帯等の増加に伴い、調査員が世帯名簿を作成することは困難	行政情報等を利用し世帯名簿をプレプリント化 【 第2-3-(2) 】	【 調査時における行政情報等の活用】			21年2月
			○ 住民基本台帳の活用に係る国の関係法令上の問題の整理、改正等			
			○ 市町村における住民基本台帳の活用方策（閲覧方法の制限の有無）			
			○ 住民基本台帳以外の行政情報（外国人登録等）の活用方策			
			○ 行政情報等による世帯名簿のプレプリントの適否 技術上及び実査上の課題への対応			
			○ 国民の理解を得るための具体的な方策			

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題		試験調査		最終検討期限
			1次	2次	1次	2次	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>不在世帯の増加、コミュニティ意識の低下に伴い、聞き取り調査さえも困難な状況が増加</li> </ul>	<p>調査員が世帯と面会できず、また「聞き取り調査」も困難な場合には、世帯の居住の有無についてマンション管理人等に確認した上で、男女の別及び年齢の把握について住民基本台帳を利用</p> <p>【 第2-4-(2)- 】</p>	<p>【 審査時における行政情報等の活用 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>聞き取り調査さえも困難な場合のカバレッジ確保方策 住民基本台帳等の積極的活用の是非</li> </ul>				21年2月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査員が作成した調査区要図の修正が他の事務を圧迫</li> <li>調査区要図のプレプリント化の要請</li> </ul>	<p>住宅地図情報等を利用し、調査区要図をプレプリント化</p> <p>【 第2-3-(2) 】</p>	<p>【 ITの活用 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地図情報の活用方策 コンピュータ方式による調査区設定情報の活用 地図会社への業務委託</li> </ul>				
4 民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護及び防犯意識の高まりから、電話照会が急増</li> </ul>	<p>世帯からの照会への対応を、全国規模又は地域別にコールセンターに委託</p> <p>【 第2-3-(3)- 】</p>	<p>【 コールセンターへの委託 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コールセンターへの業務委託内容（市町村との役割分担）</li> </ul>				21年2月
			<ul style="list-style-type: none"> <li>コールセンターの開設単位 国、都道府県ブロック、都道府県、都道府県内ブロック、市町村</li> </ul>				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>質疑応答の具体的内容</li> <li>研修制度</li> </ul>				

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最終 検討期限
				1次	2次	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マンション等における調査では、一部の地域で外部の調査員が立ち入りにくい状況</li> </ul>	<p>実地調査業務をマンション管理会社等に委託 【 第2-3-(3)- 】</p>	<p>【 一部地域の調査業務の民間委託 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令上の問題の整理、改正等</li> </ul> <p>○ 委託実施の方法・内容 契約主体、範囲</p> <p>【 上記以外の民間活力の活用 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 例示以外の民間活力の具体的な活用方策 人材派遣会社の活用等</li> </ul>			21年2月
5 調査員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査区数（世帯数）は増加したものの、調査員確保難の折、調査員数は横ばい（12年約83万人、17年約83万人）</li> <li>○ 調査員の高齢化 60～69歳：12年約28%、17年32% 70歳以上：12年約11%、17年14%</li> <li>○ 市町村からの2調査区担当割当の廃止及び地域裁量の要請</li> <li>○ 一部地域の調査員事務の民間への委託の要請</li> </ul>	<p>調査方法の見直しや業務の効率化により、調査員の総数を縮小 その際、調査上困難が予想される地域については、その状況に応じ調査員を重点的に配置 【 第2-3-(1) 】</p>	<p>【 調査員の確保及び適正な配置 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員の事務内容 「2(3) フォロアップ調査」と関連</li> <li>○ 調査員の確保対策 選考要件の見直し（年齢制限、 税務・警察関係者の除外の適否） 調査員数の削減 調査員選考の外部委託 人材派遣会社の派遣社員の登用、 調査員事務の民間への委託 法人への調査員報酬の支払いの可否（ 法人に調査員業務を委託した場合）</li> <li>○ 調査員の配置基準 担当調査区数の拡大 地域性、調査困難性を考慮しての配置</li> </ul>			21年2月

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最 終 検 討 期 限
				1次	2次	
6 指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間人からの適格指導員の確保難から、吏員指導員数は増加したものの、その割合は（12年約77% 17年約77%）横ばい</li> <li>○ 市町村からの地域裁量の要請</li> <li>○ 指導員事務の民間への委託の要請</li> </ul>	<p>適切な指導員の業務内容や任命期間等 【 第2-4-(1)- 】</p> <p>指導員の在り方については、調査員指導等の事務を市町村事務とするなど、制度的な面も含めて検討 【 第2-4-(1)- 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導員の事務内容 調査員の的確な指導体制及び審査体制の充実の観点から指導員と市町村における事務の役割分担の見直し（指導員事務の一部を市町村事務に移行することの適否）</li> </ul>			21年2月
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導員の確保対策 選考要件の見直し（年齢制限、税務・警察関係者の除外の適否） 人材派遣会社の派遣社員の登用、指導員事務の民間への委託</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導員の配置基準</li> </ul>			
7 市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の封入提出及び聞き取り調査の増加に伴う市町村における審査事務負担の増加 封入提出率：12年約22%、17年約46% 聞き取り調査世帯率：12年1.7%、17年4.4%</li> <li>○ 市町村の審査事務負担の増加に伴う調査書類の提出期限の延長要請</li> </ul>	<p>市町村審査における人員体制及び期間等についても見直しを行い、市町村における調査事務全体が円滑に実施できるよう適切な体制を構築 【 第2-4-(1)- 】</p> <p>調査票の記入不備に係る世帯照会については、世帯に配布する書類に照会番号を記載し、この番号を照会の際に伝えるなど、世帯の信頼を確保するための対策を実施 【 第2-4-(2)- 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査事務全体の事務量を踏まえた市町村事務の在り方</li> </ul>			21年2月
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査方法の変更に伴う市町村における体制整備の方策 調査票收受補助要員賃金の新規措置、職員手当の拡充 人材派遣会社などの民間活力の活用 調査票収受会場を確保するための経費措置</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の記入不備の照会 照会番号の記載・付与方法</li> </ul>			

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最 終 検 討 期 限
				1次	2次	
8 国民の理解及び協力の確保 (1) 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査実施広報が中心で、調査の重要性・調査事項の意義の広報が不足</li> <li>テレビ等マスメディアを通じた広報の拡充の要請</li> </ul>	<p>国勢調査の意義や調査事項の必要性などについて国民に分かりやすく説明し、理解及び協力を得る 【第2-5-(1)-】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と地方の役割分担 政府広報は全体的な周知広報 統計局は個別広報 地方は地域に根ざした広報</li> <li>具体的な方策 普段から調査の意義等についての広報を計画的に展開 調査実施年の早期から調査の内容等について重点的に広報を実施 調査事項の必要性及び結果利用を分かりやすく広報 調査結果を分かりやすく国民に提供 イベントなどを通じ、調査への国民の参加意識を高揚 パブリシティ対策の強化 パブリックコメントを通じた国民の意見の聴取 中長期的に教育を通じて啓発を図るための取組を推進</li> <li>総務省統計局のホームページによる検討状況の周知</li> </ul>			21年2月
(2) 個人情報保護対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部調査員の訪問時における世帯とのトラブルや苦情の発生</li> </ul>	<p>個人情報保護マニュアルの一層の充実や指導の強化による調査員の個人情報保護意識の徹底 【第2-2-(1)-】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【調査員に対する個人情報保護の一層の徹底方法】</li> <li>個人情報保護マニュアルの充実</li> <li>調査員の指導方法</li> </ul>			21年5月

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最 終 検 討 期 限
				1次	2次	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民のプライバシー意識の高まり</li> </ul>	<p>個人情報保護やプライバシーの保護が万全であることについての広報の強化 【 第2-2-(1)- 】</p>	<p>【 国民に対する個人情報保護の周知方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世帯への周知方法</li> </ul>			21年5月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国勢調査と個人情報保護法との関係についての誤解</li> </ul>	<p>国勢調査と個人情報保護法との関係等についての正確な情報の周知 【 第2-2-(1)- 】</p>				
(3)申告義務の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申告義務周知の強化の要請</li> </ul>	<p>国勢調査には申告義務があることについて、広報に重点的に盛り込むなど、国民の十分な理解を得るための方策について検討 【 第2-5-(2) 】</p>	<p>【 申告義務の周知方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世帯配布書類への記載内容 罰則規定の記載の適否</li> <li>○ 申告義務に関する効果的な広報</li> </ul>			21年5月
		<p>調査妨害など悪質なケースについては、基準を明確にした上で法令に沿って厳格に対応 【 第2-5-(2) 】</p>	<p>【 悪質な事例への対応方法 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準の設定</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 告発の手続等の整理</li> </ul>			
(4)調査員への信頼感の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査票の詐取や「かたり調査」の発生</li> <li>○ 調査員から調査員証への写真掲載の要請</li> </ul>	<p>調査員証への写真掲載など、真の調査員であることを容易に確認できる仕組みを導入し、身分証明を強化 【 第2-2-(2)- 】</p>	<p>【 調査員の身分証明の強化方策 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査員証への写真掲載のための具体的な方法 各府省共同利用型システムの活用</li> </ul>			21年2月
			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記以外の身分証明強化のための方策 腕章、名刺等の調査用品の作成 世帯からの担当調査員の本人確認に関する照会体制の整備</li> </ul>			

事 項	平成17年国勢調査における問題点、平成22年国勢調査を取り巻く状況等	「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」報告《改善の方向》	平成22年国勢調査の検討課題	試験調査		最 終 検 討 期 限
				1次	2次	
		調査票の詐取事件に係る罰則適用や「かたり調査」への罰則の導入 【 第2-2-(2)- 】	【 調査票詐取等への対策 】 ○ 告発の手續等の整理			21年 2月
		調査員の役割の周知 【 第2-2-(2)- 】	【 上記以外の方策 】 ○ 調査員の役割の周知など調査員への信頼感確保のための広報			
9 集計・公表	○ 調査票の封入提出及び聞き取り調査の増加に伴い、要計表作成事務が遅滞 ○ 公表時期の早期化の要請	調査方法の見直しに伴い、速報人口の公表の遅れにつながる可能性があるため、公表が遅れた場合の問題点を精査するとともに、提出期限やフォローアップ期間の設定、審査体制などの在り方を踏まえた適切な公表時期について検討 【 第2-1- -オ 】	○ 公表時期を遅らせることの可否 また、可の場合の公表時期  ○ 要計表人口集計の公表範囲 総人口のみの公表の適否			20年 2月
10 法令整理	○ 調査方法の見直しの要請 ○ 統計法改正の動向		○ 新法制を踏まえた国勢調査令の在り方 ○ 調査方法の見直しに伴う国勢調査令の規定の見直し			21年 5月

注) 今後の検討状況等により、随時、変更することがある。

# 平成22年国勢調査に向けての主要スケジュール（案）

（参 考）

	18年				19年																																								
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月																														
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下																					
<p><b>《外部知見を交えた検討》</b> 平成22年国勢調査の企画に関する検討会 国勢調査の実施に係る関係者協議会（仮称）</p>	マシヨン関係分科会																																												
<p><b>《調査実施者を主体とした検討》</b> 提言の個別課題の抽出・整理 地方意見の聴取等 個別課題の検討</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: left;">  ヒアリング                 </div> <div style="text-align: center;">                     IT活用方策、調査項目、環境整備方策等の検討                 </div> </div>																																												
<p><b>《試験調査による実地検証》</b> 第1次試験調査</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">調査方法、検証内容等の検討</div> <div style="width: 10%; text-align: center;">計画策定</div> <div style="width: 40%;">調査書類作成・事務打合せ会開催等</div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">結果検証、課題整理等</div>																																												
	19年				20年				21年				22年																																
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
調査区設定	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%; text-align: center;">(設定試験)</div> <div style="width: 35%; text-align: center;">調査区設定</div> </div>																																												
第2次試験調査	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%; text-align: center;">実施計画策定に係る検討</div> <div style="width: 20%; text-align: center;">2次試験調査</div> <div style="width: 40%;"></div> </div>																																												
22年調査の実施方針案策定	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%; text-align: center;">基本的な実施方針案を策定</div> <div style="width: 20%; text-align: center;">21年概算要求（22年調査準備経費）に反映</div> <div style="width: 40%;"></div> </div>																																												
第3次試験調査	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%; text-align: center;">実施計画策定に係る検討</div> <div style="width: 35%; text-align: center;">3次試験調査</div> </div>																																												
22年調査の調査計画策定	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">21年春を目途に基本的な調査計画案を策定 22年概算要求に反映</div> <div style="width: 45%; text-align: center;">統計審議会諮問・答申、パブリックコメント、法令改正</div> </div>																																												
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl;">22年国勢調査</div>																																												